

岩手県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和5年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人 陸前高田市社 会福祉協議会	陸前高田市高田町 字鳴石50番地10	陸前高田市高田町 字太田511番地	陸前高田市社 会福祉協議会 指定訪問介護 事業所	陸前高田市高田町 字鳴石50番地10	陸前高田市高田町 字太田511番地	令和4年1 月15日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
一般社団法人 しずくいし訪 問看護ステー ション	岩手郡雫石町万田 渡74番地1	岩手郡雫石町万田 渡77番地2 雫石 診療所 医師住宅 B棟	しずくいし訪 問看護ステー ション心	岩手郡雫石町万田 渡74番地1	岩手郡雫石町万田 渡77番地2 雫石 診療所 医師住宅 B棟	令和5年4 月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
一般社団法人 しずくいし訪 問看護ステー ション	岩手郡雫石町万田 渡74番地1	岩手郡雫石町万田 渡77番地2 雫石 診療所 医師住宅 B棟	しずくいし訪 問看護ステー ション心	岩手郡雫石町万田 渡74番地1	岩手郡雫石町万田 渡77番地2 雫石 診療所 医師住宅 B棟	令和5年4 月1日

4 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者			介護予防・日常生活支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人 陸前高田市社 会福祉協議会	陸前高田市高田町 字鳴石50番地10	陸前高田市高田町 字太田511番地	陸前高田市社 会福祉協議会 指定訪問介護 事業所	陸前高田市高田町 字鳴石50番地10	陸前高田市高田町 字太田511番地	令和4年1 月15日